

重要

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金 先進安全自動車の整備環境の確保事業の部 申請受付終了時の取扱いについて

令和8年8月7日より申請の受付を行っている令和8年度被害者保護増進等事業費補助金先進安全自動車の整備環境の確保事業の部（以下、「本事業」という）は、補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、交付申請の受付を終了します。
終了時の取扱いについては、以下の通りとします。

●予算額を超過する恐れがある場合、優先採択要件を満たしている事業者の採択を優先しその他の事業者の申請を不受理（棄却）とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、予算上限（100％）に達した場合でも申請システム上で受付を行う場合がございますが、優先採択要件を満たしている事業者の採択を優先し不受理とさせていただきます。

※優先採択希望の場合、以下必要書類の提出が必須となります。

優先採択の要件については公募要領を必ずご確認ください。

尚、補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、申請受付期間満了を待たずに交付申請受付を終了しますので、早めの申請をお願いします。

<優先採択に必要な書類>

法人の場合

- ・ 1級整備士の証明（合格証書 等）
- ・ 現在事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）
- ・ 直近の給与明細や名刺等 ※1

※1 現在事項全部証明書に記載のない者の1級整備士である証明が提出された場合のみ提出が必要です。申請事業者が1級整備士が在籍していることを確認いたします。

個人の場合

- ・ 1級整備士の証明（合格証書 等）
- ・ 住民票の写し（発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し
- ・ 直近の給与明細や名刺等 ※2

※2 申請者以外の者の1級整備士である証明が提出された場合のみ提出が必要です。申請事業者が1級整備士が在籍していることを確認いたします。

●申請システム上で受付を行ったにもかかわらず不受理となる場合、事務局よりご連絡致します。

《その他注意事項》

※ 申請期間の終了間際は、アクセスが集中し通信が不安定になることがあります。時間に余裕を持って申請を行ってください。国およびTOPPANは、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、国およびTOPPANの重過失によらない事故等による申請者および第三者の損失に一切責任を負いません。

※ 申請期間が終了したことにより生じるいかなる損失についても、国およびTOPPANは一切の責任を負いません。

※ 申請状況により、審査に通常より時間を要することがあります。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

電話番号： [03-4446-4346](tel:03-4446-4346)

※受付時間：平日 午前9時～午後6時（※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く）